

この規程は、深谷商工会議所（以下「当所」という。）が所有するオリジナルロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用許可に必要な事項を定めるものである。

1. ロゴマーク

ロゴマークは別図 1 のとおり4種類とする。

2. 手続き

ロゴマークの使用許可を得ようとする者は、あらかじめ別紙の「深谷商工会議所 ロゴマーク使用届出書兼誓約書」（※様式 1 号）を当所に提出しなければならない。当所は、使用許可の条件を確実に履行すると認められる者に対し、ロゴマークの使用を許可し、当所の指定する方法及びファイル形式（.jpg、ai 等）にてロゴマークを提供する。

3. 申請及びお問い合わせ先

深谷商工会議所 オリジナルロゴマーク担当宛
〒366-0823 深谷市本住町17番3号
電話：048-571-2145 FAX：048-571-8222
E-mail:soumu@fukaya-cci.or.jp

4. 使用料

無料

5. 使用許可の条件

ロゴマークの使用を許可する場合の条件は次のとおりとし、申請者（使用者）がロゴマークのデータを第三者へ提供することは禁止する。

- (1) 申請者（使用者）は、深谷商工会議所・ふかや市商工会のいずれかの会員であること。
- (2) ロゴマークのグラフィックを遵守し、原則、改変しないこと。ただし、当所が特別に認めた場合はその限りではない。（例）色を変える。一文字のみ使用等
- (3) 消費者からの問い合わせについて、誠実かつ良心的な対応をすること。
- (4) その他、ロゴマークの使用条件を付された場合は、その条件を遵守すること。

（また）、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマーク等の使用を許可しない。

- (1) 当所及び渋沢栄一の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用する恐れがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのある場合
- (5) その他、承認することが不相当と認められる場合

6. 許可の取り消し等

ロゴマーク使用許可条件に反したと当所が認めるときは、その許可の取り消しを行う。また、必要な場合には、是正や使用の中止を命じると共に、今後の使用の不許可、損害金の請求など法的措置をとることがある。

7. 責任の制限

申請者（使用者）が、ロゴマークの使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、当所は責任の一切を負わない。

8. 経済効果の調査

当所は、申請者（使用者）に対してロゴマークの経済効果を測定するための調査をすることができる。

9. 情報の公開

当所は、ロゴマークの適正な管理と多くの使用を図る観点から、届出書の内容等の情報を公開することができる。

10. その他

この規定に定めるもののほか、ロゴマークの取扱い等に係る必要な事項は、当所が別に定める。

附 則

この規定は、令和3年3月10日より施行する。